

# メイク・イン・インドの新展開とその「落とし穴」

## 調査部

主任研究員 熊谷 章太郎

(kumagai.shotaro@jri.co.jp)

## 要 旨

1. 2014年9月以降、インド政府は「メイク・イン・インド」をキャッチフレーズとする製造業振興キャンペーンを展開しており、様々な分野でビジネス環境の改善に向けた改革を実行してきた。しかし、①大胆な制度改革に伴う一時的な経済・社会の混乱、②コロナ禍を受けた経済活動規制と景気悪化、③製造業にとって重要な生産要素である土地と労働に関する改革の停滞、などを理由に、インドの製造業は政府が期待するペースで発展していない。こうしたなか、政府は輸入規制の強化や補助金政策の拡充を通じてテコ入れを図ろうとしている。この結果、スマートフォン製造では産業集積が進みつつある。もっとも、以下の3点を踏まえると、同様の動きが製造業全体に広がる可能性は低いと判断される。
2. 第1に、輸入規制の強化は組立型輸出産業の競争力を低下させる。中国との近接性やRCEP（地域的な包括的経済連携）協定への署名などを背景に、中国に代わる欧米向け輸出の拠点としてはインドよりもASEANが注目を集めている。インドの輸入規制の強化は企業のASEAN志向を強め、かえってインドの製造業の発展を遅らせかねない。
3. 第2に、財政赤字問題がある。様々なビジネス上の課題が残存するなか、政府が補助金給付を軸に外資を呼び込み、製造業を発展させるには、補助率の引き上げ、適用対象の拡大、付随条件の緩和などを含む補助金制度の一段の拡充が必要である。一方、コロナ禍で財政状況は大幅に悪化しており、補助金制度の拡充に必要な予算の確保は容易ではない。コロナ禍が収束に向かえば、政府は景気浮揚よりも財政健全化を優先する姿勢を鮮明化にし、各種補助金の削減圧力を強めると見込まれる。
4. 第3に、既存のビジネス上の課題が解消されていない。土地収用の円滑化に向けた改革が停滞するなか、今後も土地収用問題が物流インフラや工場の建設を阻害する。労働については、複数の労働関連法を統合・簡素化した新法が施行された後も、複雑な州独自の規制への対応や厳格な解雇規制が企業の労務管理上の課題となり続ける。
5. 現在の製造業振興策の行き詰まりを背景に、先行きインドは政策の見直しを迫られるだろう。現在の政策スタンスを一段と先鋭化させるのではなく、経済自由化への方針転換や本質的なビジネス環境の改善に向けた改革に注力するよう、わが国企業・政府はインド政府に対して働きかけていくことが期待される。

## 目次

### はじめに

#### 1. メイク・イン・インドの現状

- (1) メイク・イン・インドの概要
- (2) 製造業を取り巻くビジネス環境はどう変わったか
- (3) ビジネス環境が改善してもなぜ製造業は振興しなかったか

#### 2. メイク・イン・インドの新展開

- (1) 第1の柱：輸入規制の強化
- (2) 第2の柱：外資誘致に向けた補助金給付の拡充
- (3) 産業集積が進むスマートフォン製造

#### 3. 現在の製造業振興策の「落とし穴」

- (1) 組立型輸出産業の競争力低下
- (2) 財政赤字による資金不足
- (3) 土地や労働をはじめとする既存の課題の残存

### おわりに：日本への含意

### 補論：現政権（モディ政権）と前政権（シン政権）の経済政策のスタンスについて

### はじめに

米中の対立の深刻化やコロナ禍を背景に、アジアのサプライチェーンの再編が加速している。こうしたなか、アジア各国はこれを自国の製造業振興のチャンスと捉え、投資誘致に向けた取り組みを強化している。

これまでのところ、中国からの生産移転についてはベトナムの一人勝ちの状態が続いている（注1）。しかし、1億人以上の労働者が従事する中国の製造業をベトナムが代替出来る余地は限られている。そのため、サプライチェーンの本格的な再編が進むか否かは、同様の動きがベトナム以外のアジア新興国に広がっていくかに依存する。こうした動きのなかで特に重要な役割を果たすのは、一人当たりGDPが約2,000ドルと、アジア新興国のなかでも相対的に低く、14億人弱と中国に次ぐ世界第二位の人口を有するインドである。2014年9月以降、インドは、「メイク・イン・インド」をキャッチフレーズとする製造業振興キャンペーンを展開している。サプライチェーン再編の流れが追い風となるなか、労働集約型産業や資本集約型産業における組立工程のインドへの移転が進み、GVC（グローバル・バリュー・チェーン）の構造が大きく変わるかどうか注目されている。

また、インドの製造業の行方は、同国が安定的な高成長を実現出来るかを展望するうえで重要である。コロナ禍で深刻化した失業、

貧困、飢餓といった社会問題の克服には、雇用創出効果の大きい労働集約型製造業の発展が欠かせない。加えて、インドが貿易赤字の縮小を通じてルピー相場の安定性を向上させるとともに、中国への輸入依存度を低下させ経済安全保障上のリスクを低減させるうえで製造業の振興は不可欠である。

さらに、インドの製造業の発展は、日本やアメリカが中心となって推進するFOIP(注2)(Free and Open Indo-Pacific Strategy: 自由で開かれたインド太平洋戦略)の実現にとって重要な意味を持つ。FOIPの経済面での連結性強化につながるRCEP(Regional Comprehensive Economic Partnership: 地域的な包括的経済連携)協定を巡り、インドは参加を見送ったが、この背景には経済自由化に伴う貿易赤字拡大への懸念がある(注3)。インド抜きでRCEPが中国主導で進むことに対する懸念などを理由に、RCEP参加国の多くはインドの復帰を要望しているが、先行きインドがRCEPに参加するか否かは、同国の製造業が好調に推移することで貿易赤字が縮小するかに大きく依存する。

以上の問題意識のもと、本稿は、GVCの構造、インドの中長期の経済成長、世界を巻き込む米中対立の行方など、様々なイシューにとって重要なインドの製造業の先行きを展望する。

(注1) 近年のサプライチェーン再編の動きについては三浦[2021]を参照。

(注2) 日本政府は、①法の支配、航行の自由、自由貿易などの普及・定着、②経済的繁栄の追求(連結性、EPA/FTAや投資協定を含む経済連携の強化)、③平和と安定の確保(海上法執行能力の構築、人道支援、災害救済など)をFOIPの実現の三本柱に挙げており、インドのRCEPへの加盟は重要な役割を果たす。

(注3) インドのRCEPへの参加と離脱については、熊谷・野木森[2020]を参照。

## 1. メイク・イン・インドの現状

まず、メイク・イン・インドの概要と製造業の現状を確認する。そのなかで、モディ政権下で製造業の振興につながるような様々な経済改革が実行されたにもかかわらず、政府の期待するようなペースで製造業が発展しなかった理由を考察する。

### (1) メイク・イン・インドの概要

インド政府が製造業の振興を重視する背景として、以下の2点を指摘出来る。

第1に、飢餓、貧困、失業といった社会問題の克服である。インドでは年間1,000万人を上回るペースで生産年齢人口(15～64歳人口)が増加しており、恒常的に労働供給が需要を上回りやすい構造を有している。コロナ禍の発生により雇用環境が悪化するなか(注4)、雇用創出効果の大きい労働集約型製造業を発展させる必要性は一段と高まっている。

第2に、貿易赤字縮小を通じたマクロ経済の安定性の向上である。インドは貿易赤字を

主因とする経常収支の赤字体質が続いており、コロナ禍が発生する以前は、ルピー安とインフレの悪循環により経済が不安定化するリスクを抑制する観点から、製造業の発展が重要視されていた（注5）。

コロナ禍の発生以降、①内需の悪化に伴う輸入需要の減少、②鉱物性資源の国際価格の下落に伴うエネルギー輸入の減少、③先進国の金融緩和に伴うインドへの資本流入の増加などを背景に、ルピー安圧力は和らいだ。しかし、先行きコロナ禍が収束すれば、輸入需要の持ち直しに伴い経常収支赤字は再び拡大すると見込まれる。こうした状況下、先進国の金融政策の正常化をきっかけにルピー安が急速に進み、景気が悪化するリスクが高まっている。そのため、インド政府は、製造業の振興を通じて貿易赤字を縮小し、為替相場の安定性を高めることを目指している。さらに、コロナ禍の発生後のサプライチェーンの寸断や、2020年5月に印中間の国境を巡る係争地域で発生した両国軍兵士の小競り合いをきっかけとする印中関係の急速な悪化などを理由に、製造業振興を通じた輸入依存度の低下は経済安全保障上の観点から重要性を増している（注6）。なお、雇用創出や貿易赤字の縮小を目指すための製造業振興に向けた取り組みは国民会議派による前政権下でも展開されており、現在政権を担うBJP（Bharatiya Janata Party：インド人民党）と経済政策を巡るスタンスは重なる点が多い（国民会議派と

BJPの経済政策の共通点と相違点については補論を参照）。現在のメイク・イン・インドは、新たな政策というよりも、前政権の取り組みを加速させようとするものである。

次に、メイク・イン・インドの対象産業をみると、政府は輸送機械、電子機器、製薬、食品、繊維などを含む約30業種を対象としている（図表1）。メイク・イン・インドは、GDPに占める製造業比率の25%への引き上げ、製造業における1億人の新規雇用の創出などを目標に掲げていることから、「製造業振興キャンペーン」と広く認識されているが、IT、観光、メディアなどのサービス業も振興対象業種に含まれており、厳密には「産業振興キャンペーン」といえる（注7）。2018年に振興対象業種が変更された際、製造業の変更は業種区分の見直しを中心であったのに対し、サービス業では金融サービスや教育サービスなどをはじめとした新たな業種が追加されている。このことは、近年、メイク・イン・インドがサービス業の振興を重視する姿勢を強めていることを示唆している。

次に、各産業の振興に向けた取り組みについてみる。メイク・イン・インドは今後のインド経済の成長を担う産業の発展につながる取り組みを包括的に推進するキャンペーンであり、それ自体が各産業の発展計画を規定しているわけではない。そのため、各産業の発展計画については、個別の政策を参照する必要がある（注8）。例えば、電子機器産

図表1 メイク・イン・インドの対象業種

	当初の重点業種		現在の重点業種	
製造業	1	防衛	1	航空宇宙、防衛
	2	航空		
	3	宇宙		
	4	自動車	2	自動車、自動車部品
	5	自動車部品		
	6	医薬品	3	医薬品
	7	バイオテクノロジー	4	バイオテクノロジー
			5	資本財
	8	繊維・アパレル	6	繊維・衣料
	9	石油・ガス	7	化学・石油化学
	10	化学		
	11	電子システム	8	電子システム、電子機器製造
	12	電子機器		
	13	皮革	9	皮革
	14	食品加工	10	食品加工
			11	宝石・ジュエリー
	15	港湾・海運	12	物流
	16	道路・高速道路		
	17	鉄道	13	鉄道
	18	建設	14	建設
	19	再生エネルギー	15	新エネルギー・再生エネルギー
20	鉱業			
21	火力発電			
サービス業	22	IT・ビジネスプロセス・マネジメント	16	ITサービス
	23	観光	17	観光
	24	健康	18	医療ツーリズム
			19	物流サービス
			20	会計・金融サービス
	25	メディア・エンターテインメント	21	音・映像サービス
			22	法律サービス
			23	通信サービス
			24	建設サービス
			25	環境サービス
		26	金融サービス	
		27	教育サービス	

(注1) メイク・イン・インドの公式サイトにおける産業リストが更新されていないことから、現在もメイク・イン・インドの注力産業を25業種とする報道・レポートがある。

(注2) 製造業とサービス業の分類は参照資料によるもの。建設業や発電などはメイク・イン・インドの重点産業リストでは製造業に分類されているが、これらの業種はGDP統計では製造業に含まれない。

(資料) Make in Indiaウェブサイト、Press Information Bureau (“Make in India 2.0” 2021年2月3日) を基に日本総合研究所作成

業の振興計画については、NPE 2019 (National Policy on Electronics 2019 : 2019年 国家電子産業政策) が存在し、自動車産業についてはAMP 2026 (Automotive Mission Plan 2016 ~ 2026 : 2016 ~ 2026年自動車産業計画) やMEMMP 2020 (National Electric Mobility Mission Plan 2020 : 2020年国家電気自動車計画)などに具体的な計画がまとめられている。

輸入代替型の発展を目指すのか、それとも輸出志向型の発展を目指すのかをはじめ、各業種の発展に向けた政策スタンスにはばらつきがある。そのため、様々な思惑が入り混じるメイク・イン・インドがどのような性質の産業政策であるかを一言で言い表すことは容易ではない(注9)。また、目標と実態の間の整合性についても、見解の相違がみられる。政府はメイク・イン・インドを通じてインドを長期的にデザインや製造におけるグローバル拠点に変容させることを目指すと述べる一方(注10)、近年は保護主義を強めている。保護主義の強化が国内生産の拡大につながると考えるインド政府にとっては目標と実態は整合的であるものの、保護主義がインドの製造業振興をむしろ困難にすると考える人々にとっては、インド政府のアプローチは目標と矛盾しているように映る。これらが説明主体によってメイク・イン・インドに対する解釈が異なる理由である。

## (2) 製造業を取り巻くビジネス環境はどう変わったか

続いて、モディ政権の発足以降、ビジネス環境がどのように変容したのかと、それにより製造業が発展したのかを確認する。

まず、インドのビジネス環境の変化について分析する際にしばしば参照される、世界銀行が作成するビジネス環境調査(Doing Business)についてみる。インドの順位は、建設許可、電力調達、破産処理、などの項目における評価が大きく改善し、2014年の142位から2019年に63位に急上昇した(図表2)。ランキングが著しく改善した主因としては、各種手続きの一元化、簡素化、オンライン化などにより(注11)、建設許可、電力調達、外国貿易を中心にビジネス環境が改善したことを指摘出来る。2014年と比べて順位がとりわけ大きく改善した建設許可についてみると、デリーとムンバイにおける建設許可の申請フォームの共通化や高速許可システムの導入などの結果、建設許可を取得するのに必要な手続き数・日数、金銭的成本が大幅に改善した。

また、抜本的な制度変更も、一時的な混乱を伴いながらも中長期の事業環境の改善につながった。その代表例としては、モディ政権の最大の功績と位置付けられることもある、2017年7月のGST (Goods and Services Tax : 財・サービス税)の導入による税制簡素化が

図表2 世界銀行のDoing Businessにおけるインドの事業環境ランキングとビジネス環境改善に向けた取り組み

評価分野	2014年の順位 (189カ国・地域)	2019年の順位 (190カ国・地域)	5年間の順位 の変動	ビジネス環境改善に向けて実行された取り組み
総合	142	63	79	
建設許可	184	27	157	デリーとムンバイにおける建築物の種類やリスクに応じた統一的な建設条例の導入、申請フォームの共通化、高速承認システムの導入などを通じた建設許可の早期発行
電力	137	22	115	15日以内の電力供給、電力供給の手続きの簡素化・オンライン化 配電会社の債務解消プログラム「UDAY (Ujwal Discom Assurance Yojana)」を通じた電力インフラの整備
破綻処理	137	52	85	倒産・破産法の施行（2016年） 中小企業向けの高速会社倒産処理手続きシステムの導入による90日以内の処理完了
外国貿易	126	68	58	「Indian Customs Single Window Project」を通じた税関手続きの一元化・オンライン化
納税	156	115	41	標準法人税率の引き下げ（30%→22%、一定条件を満たした新規設立の製造業については15%） GST（財・サービス税）の導入を通じた税制簡素化（2017年） Employee State Insurance Corporation (ESIC) による税還付手続きのオンライン化
契約履行	186	163	23	デリーとムンバイの高等裁判所における商事部、商事控訴部の設立 判例検索システムの導入（2015年） デリーとムンバイにおける裁判関連書類・手続きの電子化
起業	158	136	22	納税者番号（PAN：Permanent Account Number）、源泉徴収番号（TAN：Tax Deduction & Collection Account Number）、取締役識別番号（DIN：Director Identification Number）の統合 統合ポータルサイト「Shram Suvidha」を通じた従業員の雇用保険・年金に関する手続きのオンライン化 デリーとムンバイにおける店舗・施設の登録前の実施検査の要件撤廃（店舗施設法（Shops & Establishment Act）の対象となる店舗・施設）
資金調達	36	25	11	SARFAESI（銀行及び金融機関に関する債権回復法）の改正を通じた、金融資産に関する法整備の拡充 インド準備銀行による商業銀行の不良資産の洗い出し、国営銀行の合併や公的資金注入などを通じた金融システムの安定性向上
少数投資家保護	7	13	▲6	時価総額トップ500の企業のBRR（企業責任報告書）の提出義務化（2015年） IFAS（国際会計基準）に準拠したInd-AS（インド会計基準）の適用範囲の拡大 投資信託に関する規制厳格化
不動産登記	121	154	▲33	デリーとムンバイにおける登記手続きのオンライン化、所轄官庁の一元化 土地の取引記録のデジタル化イニシアティブ「DILRMP（Digital India Land Records Modernization Programme）」の推進 デリーとムンバイにおける土地を巡る争議に関するデータベースの作成

(注) 網掛けは2019年のランキングが100位以下の項目。

(資料) World Bank、Make in Indiaウェブサイト、各種報道などを基に日本総合研究所作成

挙げられる。GSTの導入以前は、物品税やサービス税など州ごとに税率が異なる複数の税が存在しており、さらに州を跨ぐ取引に対して中央販売税が課せられていた。そのため、企業の納税にかかわる事務負担は重く、州を跨ぐ効率的な生産体制の構築が困難であった。しかし、様々な地方税がGSTに置き換えられるとともに中央販売税が廃止されたことにより、企業の税務コストは大幅に減少し、州を跨ぐ最適なサプライチェーンの構築が可能になった。この他、税制変更といった観点では、2019年に標準法人税率を従来約30%から22%へ引き下げるとともに、一定条件を満たした新規設立の製造業企業に対して15%の優遇税率を適用することを決定したことが注目を集めた。これにより、インドの標準税率は主要アジア新興国のなかでタイ、カンボジア、ベトナム（いずれも20%）に次いで低い水準となった。

税制とともに注目を集めた改革としては、破産・倒産法の制定が挙げられる。インドでは同法が制定されるまで、倒産手続きに関する包括的な法律が存在していなかった。また、一定期間内に事業再生計画が承認されない場合に自動的に清算処理に入るなど、速やかに破産・倒産処理を進める枠組みが欠如していた。そのため、倒産・破産に関連する複数の法令の解釈の違いを巡る対立が絶えず、企業の事業再生・清算手続きには少なくとも数年の時間が必要であった。事業に失敗した際の

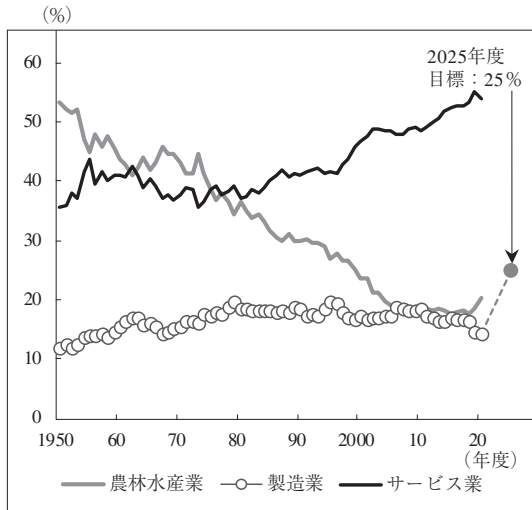
撤退の困難さや債務不履行に陥った取引相手先からの債権回収率の低さは、多国籍企業がインド進出を敬遠する重要な要因の一つとなってきた。そこで、政府は関連する法令の統合・修正を進め、原則180日以内に事業再生手続きを取りまとめることを規定する倒産・破産法を2016年12月に施行した。これを受けて、破産・倒産処理に関するランキングは2014年の137位から52位に上昇した。

この他、Doing Business のランキングには直接反映されないものの（注12）、①2016年11月の高額紙幣の廃止を含むブラックマネー（不正資金）対策の強化や汚職取り締まりの厳格化による事業環境の透明性向上、②生体認証技術を活用した身分証明書「Aadhaar」の導入による低所得者層の金融アクセス環境の改善、③サービス業を中心とする外資規制の緩和、なども間接的にインドのビジネス環境の改善に寄与した。

しかし、これらの取り組みにもかかわらず製造業は政府が期待するペースで拡大しなかった。経済に占める製造業の比率はむしろ足元で低下傾向が鮮明であり、同比率を2025年度までに25%に引き上げるといった目標の達成は困難な状況にある（注13）（図表3）。財輸出のGDP比率も2010年代後半に低下しており（図表4）、2016年度に約5,000万人であった製造業の就業者は2019年に4,000万人に減少し、コロナ禍でさらに3,000万人弱に減少した（注14）。

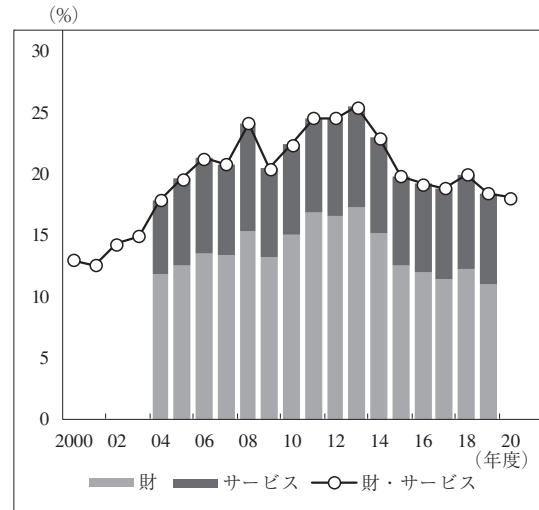


図表3 インドの産業構成比



(注) 2020年度は上期の比率。GVA (GDP - 純間接税 (間接税 - 補助金)) に占めるシェア。  
 (資料) Ministry of Statistics and Programme Implementation

図表4 輸出対名目GDP比



(資料) Ministry of Statistics and Programme Implementation

2014年度から2020年度にかけての鉱工業生産指数の業種別の増減をみると、医薬、家具、アパレル、基礎金属、精密機械などで拡大する一方、その他の業種は拡大していないかむしろ縮小している (図表5)。輸送機械や電子機器など政府が注力する産業の生産は、コロナ禍が発生する前でも2014年度の水準を下回っている。

### (3) ビジネス環境が改善してもなぜ製造業は振興しなかったか

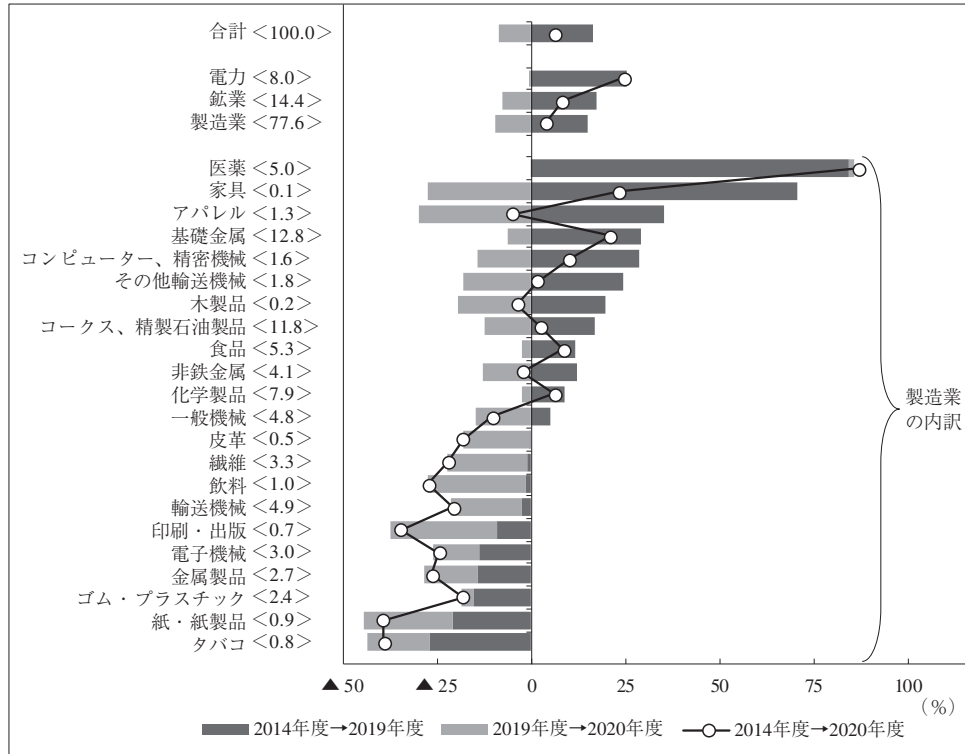
様々な分野でビジネス環境が改善する一方で製造業の低迷が続いている理由としては、①大胆な制度変更に伴う一時的な景気の混乱、②コロナ禍発生後の活動規制や景気の大

幅悪化、③様々なビジネス上の課題の残存、の3要因が挙げられる (図表6)。

まず、モディ政権下の大胆な制度変更とそれによる景気の一時的な混乱についてみると (注15)、とりわけ大きな混乱をもたらしたのは2016年11月の高額紙幣の廃止である。流通現金の8割強を占めていた500ルピー札と1,000ルピー札が突然廃止される一方、新札の供給が遅れたため、現金決済への依存度の高い中小企業や低所得者層の取引を中心に経済・社会活動に大きな混乱をもたらした。それを受けて、混乱が落ち着き、景気が回復するまで投資を見合わせる動きが広がった。

その後、高額紙幣の廃止によるマイナス影響は2017年半ばにかけて一巡しつつあった

図表5 鉱工業生産指数の増減（2014年度→2020年度）



(注) 項目のカッコ内の数値は鉱工業生産指数におけるウエート（合計100）。  
 (資料) Ministry of Statistics and Programme Implementation

図表6 製造業の発展の阻害要因

要因	例	
大胆な制度変更に伴う一時的な景気の混乱・悪化	高額紙幣の廃止（2016年11月）に伴う混乱	
	GSTの導入（2017年7月）に伴う混乱	
	厳格な排ガス規制（BS6）の前倒し導入（2024年→2020年4月）、大手ノンバンクIL&FS社の相次ぐデフォルト（2018～2019年）をきっかけとする金融機関の貸出厳格化などを背景とする自動車の販売不振	
コロナ禍の発生を受けた活動規制、景気悪化	厳格なロックダウンの導入（2020年春、2021年春）	
ビジネス上の課題の残存	不十分な改革	税制改革後も複雑な税制
		一部の州の改革の遅れ
	改革の停滞	州間で異なる複雑な規制
		2015年以降の土地収用法の改革に向けた動きの停滞
	労働組合の反対を受けた労働改革の停滞	

(資料) 日本総合研究所作成

が、同年7月にGSTが導入されたことが、新たな混乱をもたらした。政府は標準税率が決定してから数カ月を経ずしてGSTを導入したため、新たな税制へのITシステムへの対応が遅れた企業やその企業と取引を行う企業の間で取引に支障が生じた（注16）。また、税制変更を見越した駆け込み需要や買い控えなどにより、税制変更の前後で需要が一時的に大きく増減したことも、景気が不安定化する要因となった。

2018年にかけてGST導入に伴う混乱が一巡すると景気は徐々に本来の力強さを取り戻した。しかし、同年半ば以降、今度は厳格な排ガス規制「BS6 (Baharat Stage 6)」の前倒しの導入にかかわる混乱や、金融セクターの信用不安を背景とする自動車ローンの貸出態度の厳格化を受けて自動車販売が大幅に減少したため、製造業は低迷から抜け出せなかった（注17）。

その後、政府が相次いで景気刺激策を打ち出し、景気は2020年初にかけて底打ちしたようにみえた。しかし、その直後にコロナ禍が発生したことにより、景気は二番底への突入を余儀なくされた。厳格なロックダウンに伴う生活必需品を除く工場の操業が停止され、製造業の生産は食料、飲料、医薬品関連を除き大幅に減少した。2020年後半以降、ロックダウンの段階的な緩和に伴い生産活動は持ち直しつつあったが、2021年3月半ば以降の感染爆発を受けて再びロックダウンが導入され

るとともに、工業用酸素を医療用酸素に代替する動きが広がったため、金属の溶接など酸素を必要とする業種の工場が一時的に生産停止に追い込まれた。なお、インドに限らず新興国は不確実性を抱えており、各国ともコロナ禍により景気は大幅に悪化したが、2013～2020年のインドの実質GDP成長率の標準偏差（平均値からのばらつき）は中国、インドネシア、フィリピン、ベトナム、タイなど投資誘致先としてインドと競合しうる国々と比べて高い。

相次ぐ大胆な制度改革やコロナ禍の発生を受けて一時的な経済・社会の混乱が繰り返されたことに加え、残存するインドのビジネス環境上の課題が製造業の発展を制約した。

経済改革が実施された分野でも様々な課題が残されている。例えば、税制簡素化につながったGSTについてみると、現在の標準税率は5段階（0%、5%、12%、18%、28%）に分かれており、贅沢品に対しては個別にGST補償税（GST Compensation Cess）が加算されるなど、税制は依然として複雑である。さらに、品目ごとの税率が定期的に見直されるため、それが企業の財務コストを増加させるとともに、先行きの事業環境の不確実性を高める要因となっている。

また、インドは州政府の権限が大きく、外資誘致をはじめとした経済政策に対するスタンスが州間で異なることを理由に、Doing Businessの評価対象となるムンバイやデリー

---

と同様のペースで経済改革が進んでいない州が相当数あることに留意する必要がある(注18)。Doing Businessのランキングの改善要因となった取り組みは、主にデリーやムンバイにおける独自の取り組みであるが、同様の取り組みが全ての州で実施されているわけではない。商工省の2019年の地域別ビジネス環境の評価(Business Reform Action Plan)をみると、ムンバイのあるマハラシュトラ州とデリーのランキングは、36地域のうちそれぞれ12位と13位であり、相対的にビジネス環境が良好な地域である(注19)。東北部の州などでの改革が遅れていることや、州間で制度が異なることに起因するインド全土への事業展開の難しさなどがあることを勘案すれば、実際のビジネス環境はDoing Businessが示すほどには改善していないと判断される。

さらに、製造業にとって重要な生産要素である、土地と労働に関する改革の停滞も引き続き製造業の発展の阻害要因となっている。まず、土地についてみると、①中央政府と州政府が共同で管理しており、土地の利用や取引に関する制度が複雑であること、②土地の登記制度が存在せず、所有権を巡る問題の発生が絶えないこと(注20)、③土地収用に際しては、ハードルの高い合意や高額な補償が必要であること、などを理由に、物流インフラの整備や工場設立に必要な土地収用が困難な状況が続いている。モディ政権は、土地収用の円滑化に向けて、2014～2015年をかけ

て同法の改正に取り組んだが、与党連合の議席数が過半数を下回る上院での審議が難航したため、改正は実現しなかった(注21)。その後、土地収用法の改正に向けた機運は後退し、2019年の下院総選挙のマニフェストに同法の改正は含まれなかった。そうしたこともあり、Doing Businessの土地と建物の購入から登記までのしやすさを評価した不動産登記の2019年のランキングは154位と低い。

他方、労働を巡っては、①100人以上の従業員を有する事業所の閉鎖や従業員の解雇に際しては州政府の事前許可が必要であり、柔軟な雇用調整が困難であること(注22)、②州政府が連邦法の範疇で独自に労働関連法を制定しており、制度が複雑であること、③州間で労働法制が統一されておらず、それらへの対応が困難であること、などが企業の州を跨ぐ効率的な生産体制の構築を困難にしていた。そのため、モディ政権は外資誘致に向けて解雇規制の緩和や労働法制の一元化・簡素化を目指したが、労働組合からの反対が根強く改革は難航した。

外資誘致に積極的な一部の地方政府が独自に規制を緩和するなどの動きがみられたものの、中央政府による改革は女性の産休取得可能期間の延長や児童労働の制限など、企業・労働者双方にとって比較的受け入れやすいものにとどまった。その後、約30の労働関連法を、①賃金関連法、②労使関連法、③社会保障関連法、④労働安全関連法、の4法に統合

した新労働法を2020年9月に成立させるなど、改革は進展した。しかし、コロナ禍で混乱が続くなか、制度変更に伴う混乱を避けるため、施行時期は当初計画の2021年4月から延期されており、労働法改革のプラス効果はいまだ顕在化していない（注23）。労働法制の複雑さや厳格な解雇規制に伴う労務管理の困難さがDoing Businessの評価対象に含まれていれば、インドの順位はより低かったと考えられる。

- (注4) インドでは、包括的な労働力調査は数年に一度しか行われていないが、地場シンクタンクCMIE (Centre for Monitoring Indian Economy) の独自の調査に基づく失業率は、2021年4～6月期に一時20%を上回る水準に急上昇した。その後、感染沈静化に伴う経済活動の再開により失業率は一桁台に低下したが、2021年春先の感染爆発により再び二桁台に高まった。
- (注5) 実際、2013年後半、アメリカの早期利上げ観測の広がりきっかけに新興国からの資本流出が加速するとルピー安が急速に進んだ。これに対し、インド準備銀行は為替相場と物価の安定に向けた利上げを迫られ、それが耐久財消費や投資にマイナス圧力をもたらした。
- (注6) 印中関係については、熊谷 [2020a] [2020c] を参照。
- (注7) IT産業や観光業については、「デジタル・インド」や「インクレディブル・インド」など、別のイニシアティブが展開されており、これが、メイク・イン・インドが製造業の振興キャンペーンと認識される一因でもある。
- (注8) 独立以来インドは社会主義的な政策運営を行っており、2014年までは計画委員会の5カ年計画が各産業の発展計画を規定していた。しかし、時代の変化とともにトップダウン型のアプローチの有効性が低下したため、モディ政権は2014年末をもって同委員会を解体した。現在は各省庁が比較的自由に政策を策定するボトムアップ型の政策運営が行われている。
- (注9) 同一業種のなかでも時間軸によって政策スタンスが異なるケースがある。例えば、スマートフォン製造では現在輸入代替を目指す政策が進められているが、政府は中長期的には中間財の製造を含めてインドをスマートフォン輸出のハブにすることを目指している。
- (注10) メイク・イン・インドのウェブサイトでは、同キャンペーンの目的について“Devised to transform India into a global design and manufacturing hub (インドをグローバルデザイン・製造ハブに変えるために発案された)”と説明している。また、2020年度の政府予算案の公表に

先駆けて発表された経済白書 (Ministry of Finance [2020]) は、“Assemble in India”をメイク・イン・インドに組み込むことを提言している。

- (注11) 「デジタル・インド」の下、行政サービスのデジタル化や国民に対するデジタル・インフラの提供を通じた社会全体の効率化が図られた。
- (注12) Doing Businessは、汚職状況、経済の安定性、物流・エネルギーインフラの質、外資規制などを評価対象としない。
- (注13) 農林水産業やサービス業で想定を上回る高成長が続いたことが理由であれば、製造業のGDPシェアの低迷が続いていることを問題視する必要はないが、製造業で不振が続いたことがGDPシェアの低迷の理由である。
- (注14) 地場のシンクタンクCEDA (Centre of Excellence for Data Analytics) とCMIE (Centre for Monitoring Indian Economy) による推計結果を参照 (2021年5月24日 CEDA “CEDA-CMIE Bulletin: Manufacturing employment halves in 5 years”)。
- (注15) 近年の景気動向については、熊谷 [2020b] を参照。
- (注16) 自社のITシステムがGSTネットワークに対応していても取引相手先のITシステムが対応していないと仕入税額控除が適用されない。そのため、資金力の限られる中小企業の税制変更への対応の遅れは、税制変更への対応が完了していた大企業に対しても混乱をもたらした。
- (注17) 当初は、BS5の導入を経てより厳格な排ガス規制であるBS6を2024年度から導入することが予定されていたが、環境改善に向けた取り組みを加速させるため、BS5を導入せず2020年4月からBS6を導入した。BS6導入後に旧基準の自動車の利用が禁止されるのではないかとこの憶測が広がったことが、自動車販売減少の一因となった。
- (注18) モディ政権は、州別の改革状況やビジネス環境を定量的に示すことで、州間の経済改革に向けた競争を加速させようとした。このような取り組みは外資受け入れに積極的な州が他州の成功事例を参照することを促したが、東北部の州などに外資受け入れに消極的な州への影響は限られた。
- (注19) 1位は主要なIT関連の企業が集中するハイデラバードを首都とするアンドラプラデシュ州、2位は携帯電話の組立工場で注目を集めるノイダを含むウッタルプラデシュ州、3位は2014年にアンドラプラデシュ州から独立したテランガナ州 (ハイデラバードは両州の共通の州都)。
- (注20) インドでは個々の不動産の権利関係を登録して管理するのではなく、不動産の取引記録や不動産関連の納税記録などを登録することで、土地の所有権を明確化している (インドの土地制度については、川村 [2021] を参照)。
- (注21) 上院の審議を必要としない大統領令の公布により一時的に改正を実現したが、2015年8月に大統領令が失効した後は改革に向けた動きが停滞している。
- (注22) インドの労働関連法は、職位や権限に応じて労働者を

「ワーカーマン」と「ノンワーカーマン」に区別しており、相対的に立場の弱いワーカーマンに対して手厚い保護を与えることを規定している。

(注23) 中央政府は出来るだけ早く施行したいと考えている一方、新労働法に対応した州法の改正の遅れなどを受けて施行時期は2022年4月以降になるとの報道がある(2021年5月10日 Economic Times “Implementation of Labour Codes may be pushed to next year”)。

## 2. メイク・イン・インディアの新展開

2014年9月、政府はメイク・イン・インディアを打ち出した際、①手続きの簡素化や規制の緩和を中心とする「New Processes (新しい手続き)」、②産業高度化に必要な物流網の整備を中心とする「New Infrastructure (新しいインフラ)」、③成長産業を特定しその産業への投資促進につながる情報を共有する「New Sectors (新しい産業)」、④政府がビジネスの規制監督者からファシリテーターに変容する「New Mindset (新しいマインド)」を通じてビジネス環境を改善させることがメイク・イン・インディアの実現に必要と述べていた。しかし、期待するように製造業が発展せず、景気と経済改革がともに停滞するなか、政府は輸入規制の強化と外資誘致を念頭に置いた補助金給付を前面に押し出すことでメイク・イン・インディアの立て直しを図ろうとしている。

### (1) 第1の柱：輸入規制の強化

まず、製造業振興の新たな第1の柱になり

つつある輸入規制の強化についてみる。モディ政権は、輸入規制の強化（緩和）が製造業の発展（衰退）につながると認識している（注24）。こうした認識の下、携帯電話の中間財の輸入関税を段階的に引き上げるPMP (Phased Manufacturing Programme：段階的製造プログラム) の導入などを受けて、平均実行関税率は徐々に上昇している (World Trade Organization [2020])。さらに、コロナ禍の発生以降、政府は「Atmanirbhar Bharat (自立したインド)」をスローガンとする経済対策のなかで輸入依存度を引き下げる姿勢を鮮明にし、輸入抑制に向けた取り組みを強化している（注25）（図表7）。

PMP以外の注目を集めた関税引き上げ措置としては、2021年3月の中国からのPET樹脂の輸入に対する反ダンピング課税の導入、そ

図表7 輸入抑制に向けた取り組み

年月	内容
2020年6月	車両用タイヤの輸入を許可制に変更
	BIS (Bureau of Indian Standards：インド基準局)、輸入製品371品目に独自の品質基準を導入し、同基準に満たない製品の輸入を制限することを計画 (報道ベース、2021年度中に導入予定)
2020年7月	一部のカラーテレビの輸入を許可制に変更
2020年10月	冷媒を用いたエアコンの輸入禁止
	鉄鋼製品の輸入業者の「鉄鋼輸入監視システム」への登録義務付け
2021年3月	中国のPET (ポリエチレンテレフタレート) 樹脂に対して反ダンピング課税を適用
2021年4月	太陽光発電装置の輸入に最大40%の関税を導入 (モジュール40%、太陽電池セル25%)
	欧米などからの化学原料ノルマルブタノールに対して反ダンピング関税を導入

(資料) 各種報道を基に日本総合研究所作成

の翌月の太陽光発電装置の輸入に対する40%の基本関税の導入（注26）、化学繊維の生産過程における冷媒や塗料の原材料として用いられるノルマルブタノールの欧米からの輸入に対する反ダンピング関税の導入などが挙げられる。特に注目された太陽光発電装置への関税導入に関する通達をみると、政府は国内の製造能力を強化し輸入依存度を低下させる必要があることを同措置の導入の理由として挙げている（注27）。

また、関税以外の手法による輸入規制も強めている。2020年6～7月にかけて、従来制限のなかった自動車用タイヤやカラーテレビの輸入を許可制にするとともに、同年10月に冷媒を用いたエアコンの輸入を禁止した。また、BIS（Bureau of Indian Standards：インド基準局）は、鉄製品、家電、電子機器、ゴム製品などを含む371品目に対して、新たな品質基準を導入し、同基準に満たない製品の輸入を制限することを計画している（注28）。

さらに、政治対立が深まる中国に対しては、輸入以外の面でも規制を強めている（注29）。従来、インド政府は、中国企業の対印投資を促進し、国内生産を拡大させることで対中貿易赤字を抑制しようとしてきた。しかし、2020年以降は、中国企業のインド進出に対する警戒感を強めている。2020年4月、インド政府はインドと国境を接する国からの投資を事前許可制に変更した。パキスタンとバングラデシュからの投資は従来から事前許可制で

あったため、同措置は中国からの投資を念頭に置いたものと判断出来る。また、同年6月、政府は安全保障上のリスクを理由に、WeChatやTikTokなどを含む複数の中国製アプリの利用を禁止した。2021年5月に発表した次世代通信の実証実験の参加認定企業からファーウェイとZTEを除外するなど（注30）、IT分野の中国企業の締め出しも進めている。

しかし、中国企業の排除は、インドの製造業の発展を制約する可能性が大きい。特に、EV（電気自動車）や再生可能エネルギーといった今後のインドの持続的な成長にとって重要な役割を果たす分野で、中国企業と協力することなしに経済成長と環境改善の両立といったハードルの高い目標を達成するのは極めて困難である。それにもかかわらずインド政府がこのような措置をとる背景としては、中国企業を排除することで国内企業の発展が促進される、もしくは中国以外の海外企業のインド現地生産が拡大し、中国に依存せずとも製造業を発展させることが出来ると考えているためと推測される。

## (2) 第2の柱：外資誘致に向けた補助金給付の拡充

政府は、輸入抑制策を強化する一方、外資誘致に向けて補助金政策を拡充させている。現在、特に大きな注目を集めているのは、基準年からの販売の増加額に応じて一定の奨励金を給付する、PLIスキーム（Production-Linked

Incentive Scheme：生産連動型優遇政策）である。同政策は、2020年4月、携帯電話や医療機器の生産を対象に導入され、その後同年11月に自動車、白物家電、再生可能エネルギー関連設備などに対象が拡大された。政府は今後5年間で約2兆ルピーの予算を投じることを計画している（図表8）。販売増加額に対する奨励金の比率は業種、品目、適用年度によって異なるが、概ね5%前後に設定されている。そのため、PLIスキームの予算が全て

利用される場合、その販売増加額は約40兆ルピーと試算される（「PLIスキームの予算総額（1.9兆ルピー）÷販売増加額に対する平均奨励金比率（5%）」）。製造業の生産額に占める付加価値率が3割弱であることを踏まえると、PLIスキームにより2025年度の製造業の付加価値を約33兆ルピーに、2020年度の25兆ルピーから3割程度拡大させることを目指しているといえる（図表9）。

現在の導入状況は業種によって異なり、①導入済み、②導入途上、③導入前段階の3グループに分けられる。

まず、導入済みの業種としては、先行して同制度が発表された携帯電話・特定電子部品

図表8 PLIスキームの予算と進捗状況

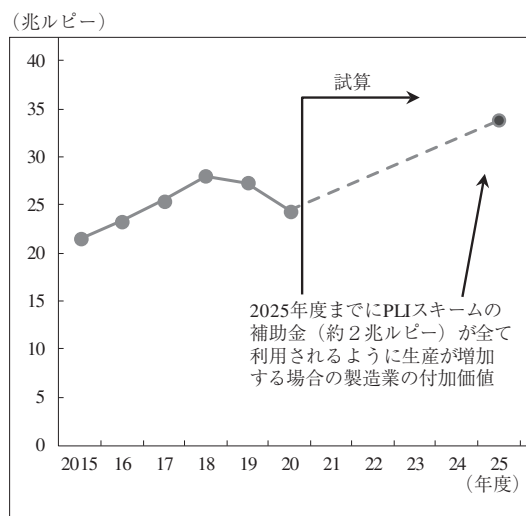
分野	5年間の 拠出額 (億ルピー)	プログラムの 進捗状況
自動車・自動車部品	5,704	導入前段階
携帯電話・特定電子部品	4,095	導入済み
先端化学・セル電池	1,810	導入途上
医薬品	1,500	導入途上
通信ネットワーク機器	1,220	導入途上
産業用繊維	1,068	導入前段階
食品	1,090	導入途上
重要な原材料、薬剤中間体、 医薬品有効成分	694	導入済み
特殊鋼	632	導入前段階
白物家電（エアコン、LED）	624	導入途上
電子・技術製品	500	導入途上
高効率太陽光発電モジュール	450	導入途上
医療機器製造	342	導入済み
合計	19,729	

（注1）進捗状況は2021年6月10日時点。

（注2）「導入済み」は制度の詳細が閣議で承認されるとともに適用企業の選定済み、「導入途上」は制度の詳細が閣議で承認され、現在適用企業を選定中、「導入前段階」は、制度の詳細が閣議で承認されていないことを意味する。

（資料）Press Information Bureau “Cabinet approves PLI Scheme to 10 key Sectors for Enhancing India’s Manufacturing Capabilities and Enhancing Exports”、各種報道を基に日本総合研究所作成

図表9 製造業の付加価値



（資料）Ministry of Statistics and Programme Implementation、ADB、Reserve Bank of Indiaなどを基に日本総合研究所作成



や医療機器を挙げることが出来る。携帯電話では、フォックスコン（鴻海科技集団）、ペガトロン（和碩聯合科技）、ウイストロン（緯創資通）といった受託生産を行う大手台湾企業や、サムスン電子、インド地場メーカーなど、合計16社が認定企業となった（注31）。このうち毎年の適用条件を満たした企業に対して政府は基準年からの販売増加額の4～6％に相当する奨励金を支給する（注32）。初年度となった2020年度はコロナ禍を受けた景気悪化やサプライチェーン寸断の影響を受けて各社の販売は低迷し、奨励金を受け取ったのはサムスン電子のみとなった（注33）。政府は、マザーボードや半導体の生産に対して同様の制度を近く開始することを予定している。

一方、2020年11月に新たにPLIスキームの適用対象となった業種の大半は、現在認定企業の審査が行われている段階であり、2021年度が適用初年度になると見込まれている。コンピューター、タブレット、サーバーなどを含む通信ネットワーク機器については、世界の主要PCメーカーであるデルや台湾やシンガポールのEMS企業など合計19社が申請しており、近く認定企業が公表される予定である。

また、導入前段階の業種としては、予算規模が最も大きい自動車・自動車部品が挙げられる。奨励金の給付基準である現地調達率、投資増加額などをどのように設定するかの議

論が途上にある。政府は生産拡大に向けて厳格な給付基準を導入することを検討しているが（注34）、達成が困難な高い目標が設定されると、補助金制度は機能しなくなる。そのため、実現可能性を慎重に見定めたいうえで、制度の詳細を確定すると見込まれる。議論が長引けば制度が導入されるのは2022年度にずれ込む可能性がある。

さらに、政府はPLIスキームと並行して特定の産業の支援を目指す補助金政策を打ち出している。電子部品の製造については、2020年4月、同産業の設備投資に対する補助金制度であるSPECs（Scheme for Promotion of Manufacturing of Electronic Components and Semiconductors：電子部品・半導体製造促進政策）や、エコシステムの形成につながるプロジェクトに対する補助金制度であるEMC2.0（Modified Electronics Manufacturing Clusters：電子機器製造クラスター計画）を発表した（図表10）。この他、インド国内で半導体の製造を開始する企業に対し10億ドル超の現金インセンティブを提供する新たな制度を導入することを検討している（注35）。現在、インドは半導体の大半を輸入に依存しており、政府は補助金給付を通じて半導体の製品テストや組立などの工程を中心に国内生産を拡大させようとしている（注36）。

同様に、政府は自動車産業に対する補助金政策の拡充を進めている。例えば、2021年6月、EV購入に対して補助金を給付するFAME

図表10 製造業振興に関連した補助金政策

業種・分野	プログラム・政策	内容
電子機器製造	SPECS (電子部品・半導体製造促進政策)	電子部品の生産に必要な設備投資に対して支出額の25%に相当する補助金を給付する (2020年4月発表)
	EMC2.0 (電子機器製造クラスター計画)	電子機器の生産エコシステム形成にかかわるプロジェクトに対して費用の50%に相当する補助金を給付する (2020年4月発表)
	名称未定 (報道ベース)	新たにインド国内で半導体の製造を開始する企業に対する約10億ドルの現金給付 (制度の詳細は現在策定中)
輸送機械	FAME (EV生産普及促進政策)	EVタクシー・バス、電動二輪車の購入に対して補助金を給付する (2015年4月に第1期開始、2019年4月に第2期開始、2021年6月に電動二輪車への補助金額を引き上げ)
	VVMP (自主的廃車政策)	老朽化した車両の廃棄を伴う新車の購入に対して補助金を給付する (2021年3月公表、2022年4月からの段階的な導入を計画しており、制度の詳細は現在検討中)
雇用	Atmanirbhar Bharat Rojgar Yojana (自立したインド雇用スキーム)	一定の条件を満たして新規雇用を行う企業のEPF (Employment Provident Funds、従業員積立基金) への支払いに対して補助金を給付する

(資料) Ministry of Electronics and Information Technology、Make in Indiaウェブサイト、各種報道などを基に日本総合研究所作成

(Faster Adoption and Manufacturing of (Hybrid &) Electric Vehicles : EV生産普及促進政策)における電動二輪車への補助金額を大幅に引き上げた。補助金の上限が従来の車両価格の20%から40%に引き上げられたことを受けて、ガソリン車との価格差が概ね解消されるなか、政府は電動二輪車の生産が急拡大する

ことを期待している。また、四輪車に対しては、老朽化した車両の廃棄を伴う新車の購入に対して補助金を給付する廃車政策を近く導入することを検討している。廃車政策の対象となる車齢20年超の乗用車と車齢15年超の商用車は約1,000万台と、2010年代後半の年間販売台数の2倍強に相当する台数が存在するとみられるため、同政策を受けた新車への買い替え需要は製造業に対して大きな影響を及ぼすと見込まれる (注37)。

さらに、コロナ禍発生後の大幅な景気悪化により雇用環境が悪化するなか、政府は企業の雇用に対する補助金制度を導入した。2020年12月、政府は、一定の条件を満たす新規雇用に対して、雇用保険に相当するEPF (Employment Provident Funds : 従業員積立基金) への支払いを2年間にわたって支援する補助金制度「Atmanirbhar Bharat Rojgar Yojana (自立したインド雇用スキーム)」を承認した (注38)。

この他、コロナ禍で打ち出された景気対策は、低所得者向けや中小企業向けの多くの補助金政策を含んでおり、経済の補助金依存度がにわかに高まっている。

### (3) 産業集積が進むスマートフォン製造

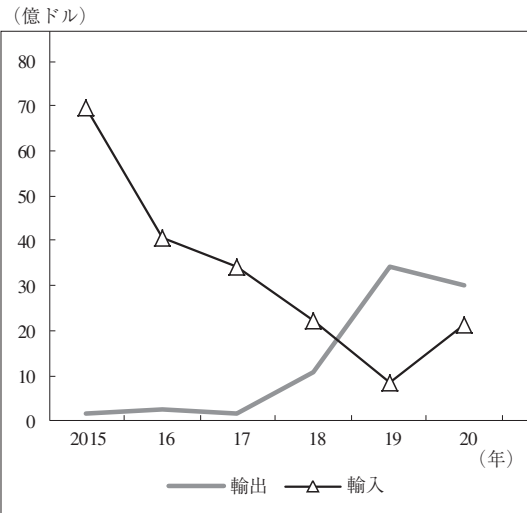
インド政府が製造業振興に向けて、輸入規制の強化や補助金給付の拡充を前面に押し出すようになった理由としては、経済改革が行き詰まりつつあることや、中国との関係悪化

の影響を指摘出来る。加えて、他の産業に先駆けてこのような取り組みが実践されたスマートフォン製造において産業集積が進んだことが、同政策に対する自信を深める要因になっていると考えられる。

そこで、同産業の近年の生産・販売動向についてみる。2010年代、スマートフォンの普及が進むなか、Xiaomi、Vivo、Oppoなどを中心とする中国製の安価なスマートフォンへの需要が急拡大し、それがインドの対中貿易赤字を拡大させる主因となった。それに対し、インド政府は、中間財の関税を段階的に引き上げることで、組立工程を中心にインド国内の現地生産を促した。その結果、中国企業は組立工程を中心にインド国内の生産を拡大し、それが投資や雇用を生み出すとともに、対中貿易赤字の縮小に作用した。とはいえ、中間財の現地調達率は依然として低く、インド国内のスマートフォン販売の増加に伴い、中間財の貿易赤字は拡大が続いている。半面、完成品については輸入が大きく減少する一方、輸出は中東向けを中心に増加し、2019年と2020年は輸出が輸入を上回った（図表11）。

さらに、インド国内で高い販売シェアを占める中国メーカーだけでなく、iPhoneの受託製造を手掛ける台湾企業や、サムスンといった先進国で高い市場シェアを持つメーカーもインドでの生産を拡大させており、今後、インドが世界のスマートフォン製造のハブになるとの見方が広がりつつある（注39）。世界

図表11 インドの携帯電話（HS8517類）の輸出入

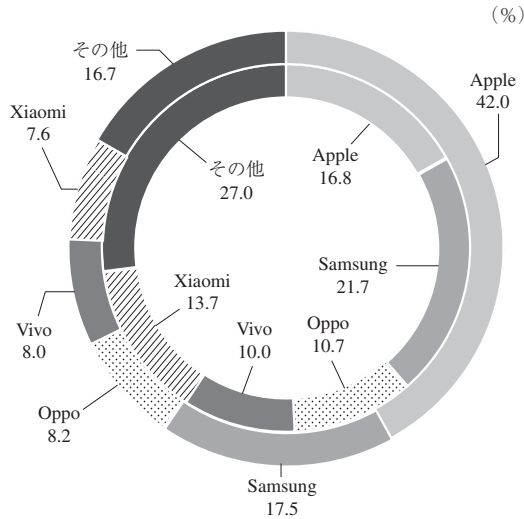


(資料) United Nations

のスマートフォン市場に占めるiPhoneのシェアは、台数ベースでは2割に満たないが、金額ベースでは4割を上回っているため（図表12）、その生産シフトの動向が特に注目されている。アップルは2017年より台湾のウイストロンを通じてインドでiPhoneの生産を開始しており、フォックスコンやペガトロンの大手受託製造企業もインドでの生産を拡大しようとしている。

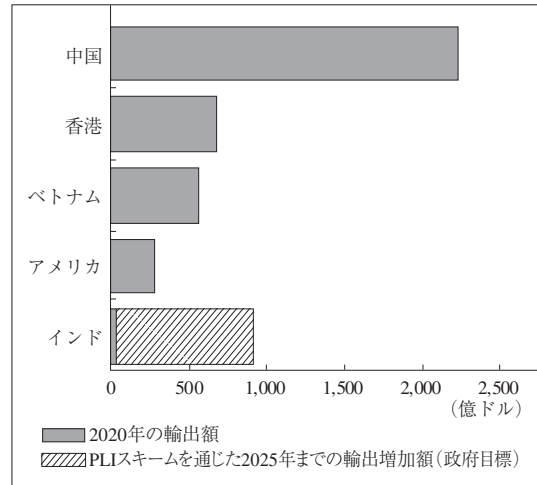
政府はPLIスキームを通じて、スマートフォンの販売額を10兆5,000億ルピー（うち輸出増加によるものが6兆5,000億ルピー）増加させるとともに、製品に占める国内付加価値比率を現在の15～20%から35～40%に高めることを目指している。PLIスキームの適用

図表12 スマートフォンのマーケットシェア  
(2021年1～3月期)



(注) 外側：出荷額ベース、内側：台数ベース。  
(資料) Counterpoint 2021年4月29日プレスリリース “Apple Leads the \$100 Billion+ Smartphone Market with 42% Share”

図表13 携帯電話 (HS8517類) の輸出



(注) ベトナムの輸出は2019年値。インドの今後の増加額は、政府目標 (6.5兆ルピー) と2020年平均のドル・ルピー相場 (1ドル=74ルピー) を基に計算。  
(資料) United Nations, Press Information Bureau “PLI Scheme to herald a new era in mobile phone and electronic components manufacturing”, Reserve Bank of Indiaを基に日本総合研究所作成

開始となった初年度はコロナ禍の影響もあり、目標を達成出来たのはサムスンのみであったが、今後、コロナ禍の間の落ち込みを取り戻す勢いで販売が増加し、PLIスキームで申請した目標が達成された場合、インドの携帯電話の輸出額は現在の中国の約4割に相当することになる (注40) (図表13)。

(注24) ジャイシャンカル外務大臣はインドがRCEP協定に署名しなかった理由について説明した際、過去のFTA協定がインドの脱工業化をもたらしたと述べている (The Indian Express 2020年11月17日 “Jaishankar defends decision to not sign RCEP”)。

(注25) ちなみに、輸入代替工業化政策を進めたインディラ・ガンディー政権の第5次5カ年計画には「Atmanirbhar Bharat (自立したインド)」に相当する「Self-Reliant」という言葉が何度も登場しており、現在と1970年代の貿

易政策の根底にある考え方が共通していることを示唆している。

(注26) 中国とマレーシアからの太陽光発電装置に対する緊急輸入制限措置の適用期間が2020年7月末に満了することを理由に、当初は2020年8月に導入することが予定されていた。

(注27) Ministry of New & Renewable Energy 2021年3月9日, “Imposition of Basic Customs Duty (BCD) on Solar PV Cells & Modules/ Panels”

(注28) Economic Times 2020年6月27日 “BIS to frame quality norms for 371 items by March 2021 to curb non-essential imports”

(注29) 印中関係の悪化については、熊谷 [2020d] を参照。

(注30) 地場通信キャリア4社と、エリクソン (スウェーデン)、ノキア (フィンランド)、サムスン (韓国) の合計7社の参入が認められた。

(注31) Press Information Bureau 2020年10月6日 “PLI Scheme to herald a new era in mobile phone and electronic components manufacturing”

(注32) 基準年からの売上と投資を一定以上増加させることが求められており、その具体的な金額は申請カテゴリによって異なる。

- (注33) Financial Express 2021年4月22日 “Smartphones: Samsung sole firm to qualify under PLI”
- (注34) 2020年11月25日 Live Mint “Govt may set a high PLI bar for auto cos”
- (注35) Hindustan Times 2021年3月31日 “\$1 billion for every chip-maker who ‘makes in India’: Report”
- (注36) Live Mint 2021年6月9日 “India’s Journey in chip-making may start with ATMPs”
- (注37) 廃車政策の概要については、熊谷 [2021] を参照。
- (注38) Press Information Bureau 2020年12月9日 “Cabinet approves Atmanirbhar Bharat Rojgar Yojana (ABRY)”
- (注39) 例えば、Ernst & Young [2021]。
- (注40) なお、IMFのワーキング・ペーパーは世界全体のスマートフォン販売台数がピークアウトしつつあり、技術革新が起こらない場合、今後、販売台数が減少する可能性があるとして述べている (Joannes Mongardini and Aneta Radzikowski [2020])。中国の生産を代替することによるインドのスマートフォン生産の拡大余地は大きく残されているが、一定の水準に達した後は世界全体の販売低迷を受けて伸び悩む可能性がある。

### 3. 現在の製造業振興策の「落とし穴」

インド政府は、輸入規制の強化と補助金給付の拡大により、スマートフォン製造と同様の動きが製造業全般に広がることを期待している。しかし、以下の3点を踏まえると、こうした強引ともいえる手法で製造業が順調に発展する可能性は低い。

#### (1) 組立型輸出産業の競争力低下

第1に、中間財の輸入関税の引き上げや輸入規制をはじめとした保護主義の強化は、組立型輸出産業のインド進出を阻害する。

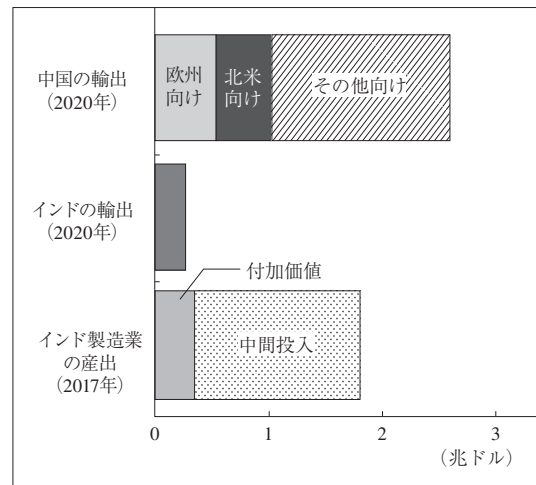
中国の世界向け輸出は、インドの輸出と製造業の付加価値のそれぞれ約9倍と約7倍の規模を有しており、中国からインドへの生産

移転がどの程度進むかは、インドの製造業の発展を大きく左右する (図表14)。

ただし、中国の産業構造高度化政策「中国製造2025」の重点産業に位置づけられている半導体やEVなど付加価値の高い品目の中間財の開発・生産は、中国国内にとどめられるものと見込まれる。そのため、中国からの中間財を安定的に調達出来、かつ輸出に適した環境を有する国に生産シフト先は集中するだろう。そうした条件を満たし、現在注目を集めているのはASEAN諸国である。

ASEAN諸国は中国との地理的接近性を有していることに加え、中国、日本、韓国、豪州、ニュージーランド、インドとFTAを締結している。さらに、今後、RCEPが発効され

図表14 インドと中国の財輸出、インドの製造業の産出



(資料) Ministry of Commerce and Industry, ADB、海関総署

ることで、原産地規則をはじめとする手続きが共通化され、貿易が拡大することが期待されている。こうしたなか、インドが保護主義を強めていけば、外国企業のASEAN志向はより強まることになるだろう。インドのFTAの不在に伴う貿易コストの高さは輸出競争力の低下に直結するため、インドの製造業の発展を遅らせかねない。

インドを含む諸外国の過去の工業化の経験も、輸入規制の強化が国内生産の拡大に必ずしも結びつかない可能性を示唆している(注41)。まず、インドについてみると、1947年の独立以降、ネルー政権やインディラ・ガンディー政権下で輸入代替型工業化政策が推進されたが、製造業は発展しなかった。インドの工業化が進み始めたのは、外貨準備不足を背景とする経済危機をきっかけに経済自由化への方向転換を余儀なくされた1990年代以降である。

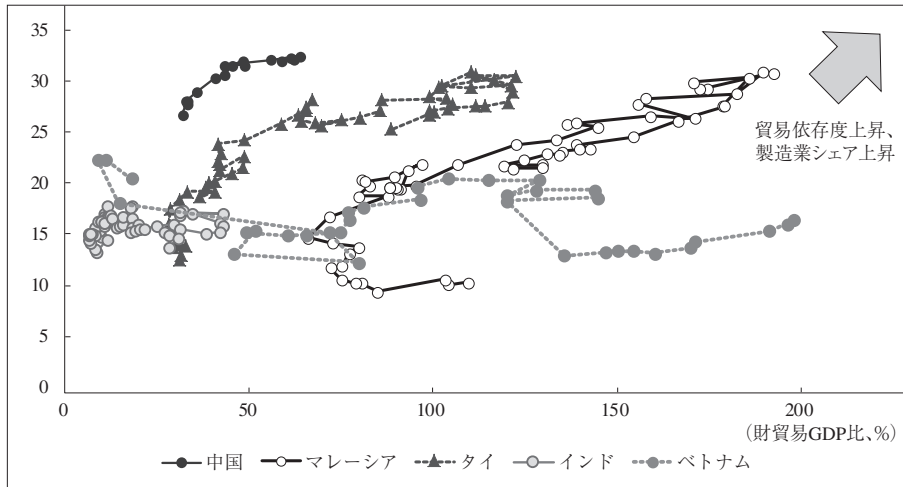
ちなみに、現在インドの製造業のなかで高い国際競争力を持つ製薬産業は、抑圧的な輸入政策がとられるなかで産業集積が続いた(注42)(上池 [2019])。ただし、①製薬産業は知識集約型の産業であること、②多くの先進国が1990年代までアンチ・パテント政策を採用しており、先発薬の模倣に基づく国産化が可能であったこと、などによる影響も無視出来ない。また、インドの製薬産業のグローバルプレゼンスが高まったのはWTO(World Trade Organization:世界貿易機関)の知的財

産に関するTRIPs協定(Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights)の履行などをはじめ、自由貿易への対応を進めた1990年代以降である。このような過去の経験を踏まえ、シカゴ大学のラグラム・ラジャン教授(インド準備銀行前総裁)や、コロンビア大学のアルビンド・パナガリヤ教授(インド政府のシンクタンクNiti Aayogの元副委員長)など、著名なインド人経済学者は、政府が推進する輸入代替工業化政策に対して否定的な見解を示している(注43)。

インドと同様、国内産業の保護・育成に向けて1950～1970年代にかけて外資進出を制限する閉鎖的な産業政策を採用していたアジア新興国についても、同時期の製造業の発展は限定的であった。各国の工業化が進んだのは、外資の誘致を通じて輸出を拡大させるために経済自由化が行われた1980年代以降である(注44)。経済の発展段階や天然資源の輸出入の依存度によって貿易開放度と製造業のGDPシェアの関係にはばらつきがみられるが、多くの国で貿易開放度が高まるにつれ製造業のGDPシェアが高まる傾向がみられる(図表15)。また、インドと対照的に貿易自由化を積極的に進めるベトナムが中国からの生産シフトの恩恵を最も受けていることも見逃せない。ベトナムではサービス消費もハイペースで拡大しているため、貿易開放度の上昇に比べて製造業のGDPシェアの上昇ペースは緩やかであるものの、製造業の実質付加価

図表15 貿易開放度（財貿易のGDP比）と製造業のGDPシェア

（製造業のGDPシェア、%）



（注）中国は2004～2019年、ベトナムは1985～2019年、それ以外は1960～2019年。  
（資料）World Bank

値は過去10年間で年率10%を超えるペースで拡大している。

この他、世界銀行やアジア開発銀行によるGVC（グローバル・バリュー・チェーン）への参加度の違いに関する定量的な実証分析は、関税の引き上げがGVCへの参加度に対して有意にマイナスの影響をもたらす一方、インフラ整備、政策の質向上、労働力の質の向上などを通じたビジネス環境の改善がGVC参加度の引き上げにつながるとしている（World Bank [2020]、Sabyasachi Mitra, Abhijit Sen Gupta, and Atul Sanganer [2020]）。

## (2) 財政赤字による資金不足

第2に、財政赤字問題が補助金依存型の製

造業の今後の発展を制約する可能性が大きい。政府は、PLIスキームをはじめとする様々な補助金政策を打ち出しているが、企業がどの程度生産を拡大させるかは、補助金だけでなくビジネス環境や景気動向に左右される。また、外国企業は、総合的な事業環境をインドと比較したうえで、対印投資を決定する。タイやインドネシアなど、中国からの生産拠点の移転先としてインドと競合する国は、PLIスキームのような生産増加に対する補助金制度は導入していないが、奨励業種に対する法人税の減免措置や研究開発に関してインドよりも手厚い税制優遇措置などを提供している（図表16）。他方、インドは「みなし外国地域」であるSEZ（Special Economic Zone :

図表16 アジア各国の法人税優遇措置

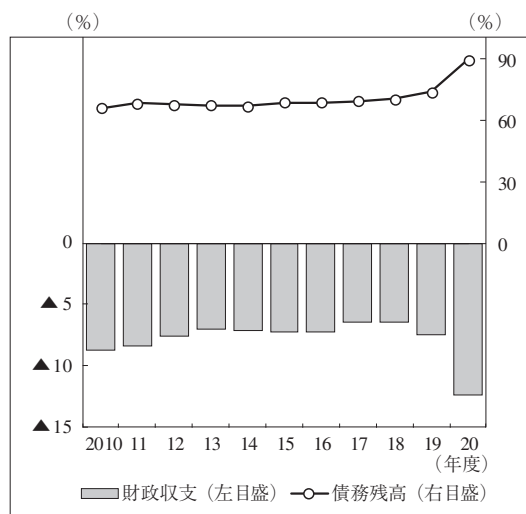
国	標準法人税率	法人税の優遇措置
中国	25%	奨励業種・奨励地域への投資を行う企業に対する優遇税率の適用（例：ハイテク産業の企業所得税率は15%）
韓国	11~27.5% (課税標準所得額に応じて変動)	一定の要件を満たした投資を行う企業の賃貸料や関税を減免
インドネシア	25%	奨励業種・奨励地域への投資を行う企業の法人税を最大20年間免除(免税期間は投資額に依存)
タイ	20%	奨励業種への投資を行う企業の法人税を最長13年間免除
ベトナム	20%	奨励業種・地域への投資を行う企業の法人税を最大4年間免税するとともにその後最大9年間50%減免
インド	22% (目的税などを含めると25.17%)	2019年10月以降に新規設立される企業で、一定の条件を満たした企業について15%を適用 SEZ（特別経済区）開発・入居企業に対して、最大15年間の法人税の減免措置を提供していたが、現在は廃止

(資料) 日本貿易振興機構（国・地域別情報「外資に関する奨励」）を基に日本総合研究所作成

特別経済区）の開発・入居企業に対して適用してきた法人税の減免措置を廃止しており、補助金や税制優遇措置が突出して充実しているわけではない（注45）。そのため、様々なビジネス上の課題が残存するとともにコロナ禍による傷が完全に癒えないなかで補助金給付を軸に外国企業を誘致し、製造業を強引に発展させるには、補助金制度を現状よりも大幅に拡充させる必要がある。その方法としては、新たな補助金制度の導入の他、既存の補助金制度の補助率の引き上げ、適用対象の拡大、付随条件の緩和などがある。

一方、財政状況を踏まえると、補助金制度

図表17 一般政府の財政収支（対名目GDP比）



(注) 2020年度はIMF見込み。  
(資料) IMF

を拡充出来る余地は限られる。コロナ禍中の景気悪化に伴う大幅な税収減少を受けて、2020年度の一般政府の財政赤字はGDPの1割超に拡大している（図表17）。新型コロナが収束するまでは、インド政府は経済と社会の安定を財政安定よりも優先させると見込まれるが、コロナ禍が収束した後は財政立て直しに向けて引き締めスタンスを徐々に強めると予想される（注46）。モディ政権の発足後、食料、肥料、燃料に対する補助金支出に対する削減圧力が強まった2010年代半ばと同様、補助金政策全般に対する削減圧力が強まると考えられる。中長期の財政の安定よりも短期の製造業の発展を優先し、国債増発を伴いながら補助金制度を拡充させても、長期金利の



上昇や政府の歳出に占める利払い費の増加が別の経路から景気に対してマイナス圧力をもたらし、補助金政策を拡充させたことによるプラス効果を相殺してしまう可能性がある。

この他、一部の補助金政策がWTO協定に違反するとして、WTOから是正を求められるといった展開も予想される。WTO協定は、輸出補助金や国内産品優先補助金など、貿易歪曲性の高い「レッド補助金」を禁止している（図表18）。PLIスキームなど注目度の高い補助金は、輸出の増加額を補助金給付の条件としておらず、内資・外資間の補助金給付条件にも違いはないため、レッド補助金には該当しない。しかし、交付対象が特定の企業・産業に限定されており、他国に悪影響を及ぼす可能性のある「イエロー補助金」に該当する（注47）。

図表18 WTOの補助金に関する規定

補助金のタイプ	例	注
レッド補助金 (禁止補助金)	輸出補助金、国内産品優先補助金	WTO勧告が適切に履行されない場合、協議要請した加盟国は関税の引き上げなどの対抗措置をとることが出来る
イエロー補助金 (相殺関税の対象となる補助金)	補助金の交付対象が特定の企業・産業に限定されており、他国に悪影響を及ぼす補助金	
グリーン補助金 (相殺関税の対象とならない補助金)	一定の研究開発、地域開発、環境保護に関連した補助金	グリーン補助金にかかわる規定はWTO協定発効後5年を経て失効したため、現在はイエロー補助金として扱われる

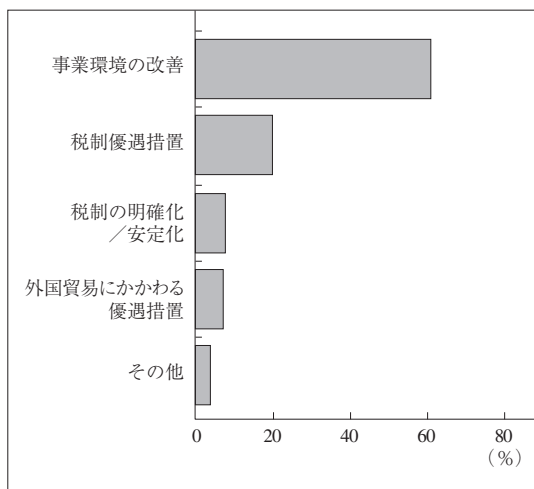
(資料) 経済産業省「2020年版不正貿易報告書」を基に日本総合研究所作成

WTOの補助金ルールは様々な例外規定が設けられているものの（注48）、インドの補助金政策により他国が著しく不利益を被ったと判断する場合、当該国がWTOに提訴する可能性がある。WTOが協定違反と判断すれば、補助金の撤廃や見直しなどの対応が求められる。インドが適切な対応を講じなければ相殺関税の導入をはじめとする対抗措置がとられることになる。実際、インドの補助金政策についてWTOに提訴するとともに、サービス業の外資規制や知的財産権の侵害に対する懸念を表明していたアメリカは、2019年3月、「公平で合理的なアクセスの欠如」を理由に、インドに対するGSP（Generalized System of Preferences：一般特惠関税制度）の適用を停止している。インドの主たる輸出先である欧米がこのような措置を強める場合、輸出拡大を通じた貿易赤字の縮小や製造業の発展は望めない。

### (3) 土地や労働をはじめとする既存の課題の残存

第3に、困難な土地収用や複雑な労働法制をはじめとする既存のビジネス上の課題が、製造業の振興を制約し続ける。インド商工会議所連合が実施したアンケート調査に基づけば、多くの企業はPLIスキームを含む税制優遇措置などよりも、より本質的なビジネス環境の改善が製造業の発展にとって重要であると認識している（図表19）。そのため、既存

図表19 インド商工会議所の加盟企業に対するアンケート調査：製造業のエコシステムの改善に何が必要か

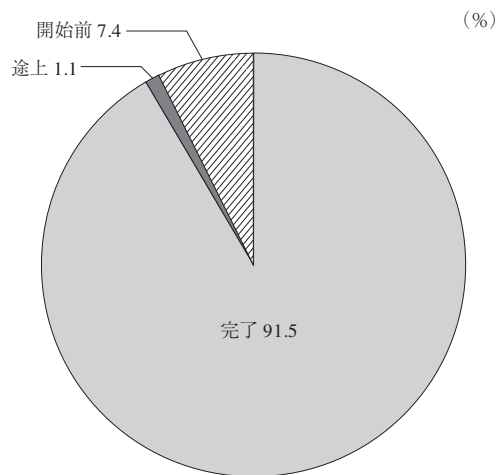


(資料) FICC, Dhruva Advisors “Pre-Budget 2021-22 Survey (January 2021)” を基に日本総合研究所作成

のボトルネックが取り除かれなければ製造業の発展は困難だろう。コロナ禍をきっかけに抜本的な経済改革が進むとの見方が一部では出ているが(注49)、上院・下院間の「ねじれ」が続くなか、賛否両論のあるイシューの改革は容易ではない(注50)。

土地収用法の改革では、上院の反対を理由に、安全保障や産業動脈にかかわるインフラ建設に関する土地収用手続きの簡略化といった部分的な改革も実現しなかった。そのことを勘案すれば、抜本的な見直しが進むとは考えにくい。同法の改正が困難ななか、政府はDILRMP (Digital India Land Records Modernization Programme) を通じて土地にかかわる取引記

図表20 農村部の土地関連の取引記録のデジタル化の進捗状況 (2021年6月時点)



(資料) Department of Land Resource

録や納税記録のデジタル化を進め、企業の土地収用に必要な査定のコスト・時間を削減することを目指している。その進捗状況を見ると、農村部の9割以上の土地の取引記録がすでに電子化されているものの(図表20)、多くの記録の管理・更新に不備があり、土地取引が円滑化されるには至っていない(注51)。土地収用の難しさは、企業の生産能力の拡大に向けた工場建設、州を跨いだ事業の発展、インフラ整備の阻害要因となり続ける。

労働についても様々な課題が未解決のまま残されている。コロナ禍が収束すれば、既述の約30の労働法制が統合された新労働法が施行されるため、企業の労務管理を取り巻く環境は改善する。同法の施行により、従業員の

解雇や工場の閉鎖に際して州政府の事前許可が必要な工場が従業員数100人以上の工場から同300人以上の工場に変更されるため、小規模工場では雇用調整が容易になる(図表21)。しかし、最低賃金をはじめ州の独自の様々な規制への対応が求められることに

変わりはない。また、社会保障関連法の適用範囲の拡大などへの対応が必要になる。300人以上の従業員を雇用する工場に対しては引き続き厳しい解雇規制が適用されるため、同規制は従業員300人未満の小規模工場が生産効率の改善に向けて工場を大規模化すること

図表21 新労働法のポイント

	従前	新法施行後
<b>賃金関連法</b>	1936年賃金支払法、1948年最低賃金法、1965年賞与支払法、1976年均等報酬法	2019年賃金法 (左記を統合)
賃金の定義	賃金の定義は法律ごとに異なる	各種手当(通勤手当、住居手当、退職金など)を除く全ての報酬
手当の上限	規定なし	報酬総額の50%以下
最低賃金	中央政府が「全国最低賃金水準」を規定(法的拘束力なし)	中央政府が各地域の労働者の生活水準に応じた最低賃金を規定(州政府の独自の最低賃金は中央政府の水準を上回る必要あり)
賞与	月額賃金が2万1,000ルピー以下の従業員に対して支払い義務	支払い義務の範囲は州政府が決定する
未払賃金の請求期限	6カ月～1年	3年
<b>労使関連法</b>	1926年労働組合法、1946年産業雇用(就業規則)法、1947年産業紛争法	2020年労使関連法 (左記を統合)
解雇	100人以上の労働者が雇用されている事業所で労働者の解雇、事業所の閉鎖をする場合、事前に州政府の許可を得ることが必要	左記の適用対象が300人以上の工場に変更
ストライキ	事前通知のないストライキに関する明確な規定なし	ストライキの開始前(14～60日)に事前通知のないストライキは違法
社内の苦情処理委員会の設置義務	50人以上の労働者を雇用する事業所	20人以上の労働者を雇用する事業所
<b>社会保障関連法</b>	1923年労働者補償法、1948年労働者州保険法、1952年労働者積立基金および雑則法など9法	2020年社会保障法 (左記を統合)
社会保障制度の適用範囲	従業員、契約労働者	従業員、契約労働者に加え、「ギグワーカー」、「プラットフォームワーカー」などを含む広義の労働者
EPF(従業員積立基金)の加入義務	指定業種の従業員数20人以上の企業	従業員数20人以上の全ての企業
退職金	勤続期間5年未満の退職者に対しては支払い義務なし	勤続期間5年未満の退職者についても勤続期間に応じた退職金を給付
<b>労働安全関連法</b>	1948年工場法、1952年鉱山法、1986年港湾労働者法など13法	2020年労働安全衛生法 (左記を統合)
雇用通知	通知義務なし	全従業員に対する雇用通知交付を義務化
労働時間	1日9時間、週6日まで(工場法)	1日8時間、週6日まで
女性の夜間労働	午後7時～翌日午前6時までの就労を禁止	書面に基づく同意があれば、夜間労働を許可
有給休暇付与に必要な勤務日数	240日(工場法)	180日

(資料) 日本貿易振興機構 [2021]「インド新労働法制の概要(2021年3月)」、TMI総合法律事務所「インド最新法令情報」、各種報道を基に日本総合研究所作成

を阻害しかねない。この他、新労働法の下では事前通知のないストライキが違法になるものの、ストライキが暴動などに発展し、工場の生産が停止に追い込まれるリスクは残存する。最近では、2020年12月、iPhoneの受託製造を行うウイストロンの工場で賃金の未払いを巡るストライキが大規模な暴動に発展し、2021年3月前半まで工場の操業停止を余儀なくされた。同様の事態が発生する場合、海外企業はインドでの生産能力の拡大に対して慎重な姿勢で臨むだろう。

さらに、①大胆な制度変更による一時的な経済・社会の混乱リスク、②商業銀行の不良債権問題の深刻化に伴う金融セクターの不安定化リスク、③イスラム・ヒन्दゥー教徒間の対立をはじめとする民族対立に伴う社会不安定化リスクなど、インドは様々な事業リスクを抱えている。そのため、多国籍企業は事業ハードルやリスクの高いインドに生産拠点を集中させるのではなく、ASEAN諸国や中国に分散させることで、サプライチェーンの最適化を図ると見込まれる（注52）。

（注41）各国の輸入代替工業政策の評価については Douglas A. Irwin [2020] を参照。

（注42）1980年代、インド政府は製薬産業に対し、PMP（Phased Manufacturing Programme：段階的製造プログラム）を導入し、医薬原材料の輸入を制限した。

（注43）Economic Times 2020年10月22日“Raghuram Rajan cautions against import substitution”、Times of India 2020年7月22日“Don't resurrect failed policy: Why import substitution is doomed to flounder again”

（注44）1985年のプラザ合意後の円高を背景に、日本企業がアジア新興国への生産シフトを加速させたことも1980～1990年代のアジアの工業化の一因である。

（注45）日本貿易振興機構「インド外資に関する奨励」を参照

（2021年2月7日時点の情報）。なお、アメリカは、インドのSEZに対する税制優遇措置を不当として、WTOに提訴している。第一審に相当する紛争処理委員会（パネル）は、インドの制度を不当と判断したが、最終審にあたる上級委員会の委員任命に対するアメリカの反対を理由に、その後の審議は進んでいない。

（注46）インド準備銀行は、2021年末にかけて不良債権比率が大幅に上昇し、複数の銀行が自己資本不足に陥る可能性があるとして指摘している（Reserve Bank of India [2021]）。そのため、国営銀行への大規模な公的資金の注入などの必要性が生じれば、コロナ禍後も財政の立て直しがなかなか進まない可能性がある。

（注47）インド以外の新興国の輸出特区における税制優遇措置もWTOの補助金ルールの違反となる可能性がある。

（注48）例えば、政府調達に関しては国内産品を優先的に購入することが認められている。また、環境保護、食品や製品の安全性確保を理由とする輸入制限も認められている。インドの太陽光発電にかかわる補助金を巡りアメリカがWTOに提訴した際、インドはこれらの例外規定の下で正当化されうると主張した（インドの太陽光発電にかかわる補助金を巡る問題については、関根 [2017] を参照）。

（注49）例えば、McKinsey Global Institute [2020] は、経済改革が加速し今後高成長路線に復帰する可能性があるとして述べている。

（注50）上院（議席245議席、任期6年）、は概ね2年ごとに議席の3分の1が改選され、州議会を通じて議員が選出される。そのため、州議会選挙の結果は、中央政府の経済改革の行方に対して間接的に影響を及ぼすが、近年州議会選挙で与党連合の苦戦が続いている。そのため、一時的にねじれが解消されたとしても、先行きねじれが生じる可能性がある。

（注51）Bloomberg 2021年2月4日“Modi Targets Land Disputes That Cripple India's Infrastructure”

（注52）米中の全面対決、「台湾有事」の発生、タイの反政府デモの拡大などが追い風となって、インドへの生産が進む可能性は残されているが、現時点ではこのような事態はテールリスク（発生確率は低いが発生時の影響が大きいリスク）と位置づけられる。

## おわりに：日本への含意

以上のことは、わが国のアジアビジネスに対していくつかの示唆をもたらす。まず、インドのビジネス環境を踏まえると、日本企業が中国に代わる輸出拠点としてインドを積極的に活用する動きは限られるだろう。仮に

インドの生産拠点を大規模化することを計画したとしても、土地や労働をはじめとするビジネス上の課題に直面し、計画通り生産能力を拡大出来ないリスクがある。そのため、多くの企業は、貿易自由化に消極的でビジネス環境の厳しいインドよりも、RCEPの発効やTPPなどにより貿易環境が改善しつつあるASEAN諸国を欧米向け輸出拠点として活用する、もしくは引き続き中国を生産・輸出拠点とし続けることを検討するだろう。

また、インドの輸入規制の厳格化は、輸出を通じてインドビジネスにかかわってきた在アジア日系企業に対してビジネスモデルの見直しを迫る。インド政府は、輸入規制の強化が製造業の発展につながると認識している。そのため、今後、期待するようなペースで製造業が発展しなければ、政府が輸入規制を一段と強める可能性がある。2020年中のタイヤの輸入規制や冷媒を用いた冷蔵庫の輸入禁止などの措置の導入により、同分野で輸出競争力を持つタイからインドへの輸出が困難になったが、他の業種でも同様の事態に直面するリスクがある。そのため、インド側の輸入制度変更に伴う事業リスクを抱える企業のうち、海外ビジネスのノウハウや資金力の豊富な企業は、輸出中心のビジネスモデルから現地生産への切り替えを検討するだろう。ただし、海外進出経験や資金力の限られる中小企業が同様の対応をとれるとは限らない。直接投資を通じてインドで事業を展開することが

困難であり、輸出を通じたインド事業も制度変更に伴う事業リスクが高いと企業が判断する場合、輸出であれ直接投資であれインド事業を縮小させ、経営資源を他の新興国における事業拡大に投入することを検討するだろう。その場合、輸入規制の強化は、インド政府の思惑に反して製造業の発展をかえって遅らせることになりかねない。

そのため、インドの現在の製造業の発展に向けた取り組みは、先行き行き詰まる可能性があるともしておくべきである。それを受けてインド政府が現在の政策運営方針を見直し、経済自由化への方針転換やインドビジネスのボトルネックとなっている分野の改革を実現することが出来れば、中長期的に製造業が発展する可能性が高まるだろう。逆に、「製造業が十分に発展しなかったのは、補助金政策の拡充や輸入規制の強化が不十分だったからである」と解釈し、現在のスタンスを一段と先鋭化させる場合、製造業が発展する可能性はますます遠のくことになりかねない。

経済主体の行動様式を変えるうえで「アメと鞭」は重要な役割を果たす。しかし、予算が限られるなか、大量に「アメ」を与え続けることは出来ない。また、厳しすぎる「鞭」は逆効果をもたらしかねない。これらのことをインド政府は認識すべきである。インド政府がより本質的な経済改革に注力するように、わが国企業・政府はインド政府に対して粘り強く働きかけていく必要がある。

## 補論：現政権（モディ政権）と前政権（シン政権）の経済政策のスタンスについて

モディ政権がメイク・イン・インドを打ち出して以降、インドの製造業に対する関心は高まっているが、雇用創出や貿易赤字の削減に向けた製造業振興策は前政権（マンモハン・シン政権）においても展開されていた。実際、前政権が2011年に公表したNMP（National Manufacturing Policy：国家製造政策）は、GDPにおける製造業比

率の25%への引き上げや、製造業の1億人の新規雇用の創出など、メイク・イン・インドと同じ目標を掲げており（Ministry of Commerce and Industry [2011]）、政府はその実現に向けてビジネス環境の改善やインフラ整備を進める方針を示していた。また、製造業の受け入れには積極的であるのに対して、小売業を中心にサービス業の外資への開放については慎重であるなど、現政権と前政権の経済スタンスには重なる点が見られる（図表22）。

一方、貿易自由化を巡るスタンスや製造

図表22 現政権と前政権の経済政策に関する共通点と相違点

	シン政権 (国民会議派、2004年5月～2014年5月)	モディ政権 (BJP：インド人民党、2014年5月～)
下院の勢力図	左派との連立で政権を維持	BJP単独で過半数の議席を獲得
対中関係	対話路線を継続	2020年半ば以降急速に悪化
製造業振興の背景・目標	雇用創出、貿易赤字の縮小を通じた物価・為替の安定性向上	雇用創出、貿易赤字の縮小を通じた物価・為替の安定性向上、中国への輸入依存低下
	製造業のGDP比率の25%への引き上げ、1億人の雇用創出	
経済改革の実績	外資受け入れに消極的な連立左派の反対を受けて抜本的な改革は進まず	GST導入、破産・倒産法などをはじめ様々な改革を実現
	2012年秋口、「ビッグバン改革」と呼ばれる改革案を発表し、外資規制の緩和や補助金改革を実施	土地や労働に関する改革は停滞
貿易自由化に対するスタンス	積極的（貿易自由化がインドの製造業の発展を促進すると想定）	消極的（輸入規制の強化がインドの製造業の発展を促進すると想定）
	南アジアFTA（2006年発効）、ASEAN・インドFTA（2010年発効）、日印EPA（2011年発効）をはじめ、多くのFTAを発効	FTA締結なし、RCEP離脱、PMP（段階的製造プログラム）による関税引き上げ
	製造業は投資を積極的に受け入れ、サービス業は小売を中心に保護	
外資受け入れに対するスタンス	2012年秋口以降、サービス業の外資出資上限を引き上げたものの、厳しい付随条件が残存	前政権の方針を引き継ぎ外資出資規制を緩和する一方、EC（電子商取引）に関する規制を厳格化するとともに2020年以降は中国企業の投資受け入れに対するスタンスを慎重化

（資料）日本総合研究所

業の発展に向けた改革の取り組み状況については、政権間で大きな違いがみられる。貿易自由化が製造業の発展につながるといった認識の下、前政権はFTA交渉を積極的に進めたが、経済改革に消極的な左派勢力との連立により政権を維持していたこともあり、その他の経済改革は停滞した。なお、左派との連立政権にもかかわらずFTA交渉が進展した理由としては、当時の貿易

赤字の主因は原油をはじめとした鉱物性燃料によるものであり、対中貿易赤字が小幅であったことを指摘出来る。これに対し、現政権は、前政権下の方針で製造業が期待されるように発展せず、FTAを締結した国・地域に対する貿易赤字が拡大したことを踏まえて輸入規制を強化する一方、盤石な政権基盤の下でビジネス環境の改善に向けて様々な経済改革を実施した。

参考文献

(日本語)

1. 上池あつ子 [2019] 『模倣と革新のインド製薬産業』 ミネルヴァ書房 人文・社会科学叢書 230
2. 川村隆太郎 [2021] 『インド不動産法制—理論と実践：不動産に関連する法制度一般から合併・M&A等のプロジェクトまで』 商事法務
3. 熊谷章太郎 [2020a] 「世界経済の潮流を左右するインドの対米・対中経済関係」 日本総合研究所 『JRIレビュー』 2020 Vol.3, No.75  
<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/jrireview/pdf/11573.pdf>
4. ——— [2020b] 「インド経済は再び高成長路線に復帰出来るか」 日本総合研究所 『環太平洋ビジネス情報 RIM』 2020 Vol.20 No.77  
<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/rim/pdf/11749.pdf>
5. ——— [2020c] 「反中感情が高まるインドのジレンマ」 日本総合研究所 『Research Focus』 No.2020-012  
<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/researchfocus/pdf/11947.pdf>
6. ——— [2021] 「景気回復と環境改善の両立を目指して動き始めるインドの廃車政策」 日本総合研究所 『Research Focus』 No.2021-005  
<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/researchfocus/pdf/12591.pdf>
7. 熊谷章太郎・野木森稔 [2020] 「インドは本当にRCEPから離脱するのか？～2020年のRCEP交渉の論点～」 日本総合研究所 『Research Focus』 No.2019-036  
<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/researchfocus/pdf/11579.pdf>
8. 経済産業省 [2020] 「2020年版不公正貿易報告書 第7章 補助金・相殺措置」

[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho\\_boeki/fukosei\\_boeki/report\\_2020/pdf/2020\\_02\\_07.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2020/pdf/2020_02_07.pdf)

9. 関根豪政 [2017] 『【WTOパネル・上級委員会報告書解説⑱】 インドー太陽光セル及びモジュールに関する措置 (DS456)』 経済産業研究所 RIETI Policy Discussion Paper Series 17-P-018  
<https://www.rieti.go.jp/publications/pdp/17p018.pdf>
10. 日本貿易振興機構 [2021] 『インド新労働法制の概要』  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Reports/02/2021/a94e915978f275c6/rp202103-in.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2021/a94e915978f275c6/rp202103-in.pdf)
11. 三浦有史 [2021] 「サプライチェーンの脱「中国依存」はどこまで進んだか—米中対立と新型コロナウイルス感染拡大のインパクト—」 日本総合研究所 『環太平洋ビジネス情報 RIM』 2021 Vol.21 No.81  
<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/rim/pdf/12621.pdf>

(英語)

12. Douglas A. Irwin [2020] “The Rise and Fall of Import Substitution” National Bureau of Economic Research, Working Paper 27919  
[https://www.nber.org/system/files/working\\_papers/w27919/w27919.pdf](https://www.nber.org/system/files/working_papers/w27919/w27919.pdf)
13. Ernst & Young [2021] “Mobile manufacturing in a post COVID-19 world”  
[https://icea.org.in/wp-content/uploads/2020/06/Mobile-manufacturing-in-a-post-COVID-19-world-1\\_compressed-1.pdf](https://icea.org.in/wp-content/uploads/2020/06/Mobile-manufacturing-in-a-post-COVID-19-world-1_compressed-1.pdf)
14. Joannes Mongardini and Aneta Radzikowski [2020] “Global Smartphone Sales May Have Peaked: What Next?” IMF Working Paper WP/20/70  
<https://www.imf.org/-/media/Files/Publications/WP/2020/English/wp20070-print-pdf.ashx>

- 
15. McKinsey Global Institute [2020] "India's turning point"  
<https://www.mckinsey.com/~media/McKinsey/Featured%20Insights/India/Indias%20turning%20point%20An%20economic%20agenda%20to%20spur%20growth%20and%20jobs/MGI-Indias-turning-point-Report-August-2020-vFinal.pdf>
  16. Ministry of Commerce and Industry, India [2011] "National Manufacturing Policy"  
[https://www.meity.gov.in/writereaddata/files/National%20Manufacturing%20Policy%20\(2011\)%20\(167%20KB\).pdf](https://www.meity.gov.in/writereaddata/files/National%20Manufacturing%20Policy%20(2011)%20(167%20KB).pdf)
  17. Ministry of Finance, India [2020] "Economic Survey 2019-20 Volume 1"  
<https://www.indiabudget.gov.in/budget2020-21/economicsurvey/index.php>
  18. Reserve Bank of India [2021] "Financial Stability Report (Issue No.22)"  
[https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/PublicationReport/Pdfs/FSR\\_F06B552BF8B144B80B4AEFEDEB3D62218.PDF](https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/PublicationReport/Pdfs/FSR_F06B552BF8B144B80B4AEFEDEB3D62218.PDF)
  19. Sabyasachi Mitra, Abhijit Sen Gupta, and Atul Sangneria [2020] "Drivers and Benefits of Enhancing Participation in Global Value Chains, Lesson for India", Asian Development Bank, ADB South Asia Working Paper Series No.79 December 2020  
<https://www.adb.org/sites/default/files/publication/665781/sawp-79-enhancing-participation-gvcs-india.pdf>
  20. World Bank [2020] "World Development Report 2020, Trading for Development in the Age of Global Value Chains"  
<https://openknowledge.worldbank.org/bitstream/handle/10986/32437/9781464814570.pdf>
  21. World Trade Organization [2020] "Trade Policy Review: India"  
[https://www.wto.org/english/tratop\\_e/tp\\_r\\_e/s403\\_e.pdf](https://www.wto.org/english/tratop_e/tp_r_e/s403_e.pdf)

本誌は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本誌は、作成日時点で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがあります。本誌の情報に基づき起因してご閲覧者様及び第三者に損害が発生したとしても執筆者、執筆にあたっての取材先及び弊社は一切責任を負わないものとします。